

# 集金払込みに関する特則条項

(平成 27 年 10 月 2 日制定)

(令和 6 年 1 月 4 日改正)

## 目次

第 1 条 趣旨	231
第 2 条 保険料率	231
第 3 条 保険料の払込み	231
第 4 条 特則条項を適用しない場合	231
第 5 条 主約款等の適用	232

## 第 1 条 (趣旨)

- (1)この特則条項は、保険料<sup>[1]</sup>の集金払込みについて定めます。
- (2)この特則条項は、保険契約者から、集金払込みにより保険料<sup>[1]</sup>を払い込む旨の申込みがあり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3)この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
- ① 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にあること
  - ② その他会社がこの特則条項を適用すると認めるべき事由があること

### 備考 (第 1 条)

[1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 2 条 (保険料率)

この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約<sup>[1]</sup>の保険料率は、月払集金保険料率とします。ただし、主約款等<sup>[2]</sup>の定めるところにより、保険料<sup>[3]</sup>の前納払込みをする場合には、主約款等<sup>[2]</sup>の定めるところによります。

### 備考 (第 2 条)

[1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。

[2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

[3] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 3 条 (保険料の払込み)

- (1)この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約<sup>[1]</sup>の保険料の払込方法(経路)は、主約款等<sup>[2]</sup>の規定にかかわらず、次のとおりとします。

集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法
-------	-------------------

- (2)保険契約者は、会社が保険契約者の指定した集金先宛に代金引換とする郵便物を差し出した場合には、その代金を支払うことにより、保険料<sup>[3]</sup>を払い込むことができます。

### 備考 (第 3 条)

[1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。

[2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

[3] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

## 第 4 条 (特則条項を適用しない場合)

- (1)次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

- ① 保険料<sup>[1]</sup>の払込みを必要としなくなったとき
- ② 主約款等<sup>[2]</sup>に定める他の保険料の払込方法(経路)に変更されたとき
- ③ 第 1 条(趣旨)(3)の条件を満たさなくなったとき

- (2)本条(1)③の場合、保険契約者は、主約款等<sup>[2]</sup>に定める保険料の払込方法(経路)のうち、いずれかを選択してください。

- (3)会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法(経路)を窓口払込みに変更することができます。

- ① この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約者が保険料<sup>[1]</sup>を主約款等<sup>[2]</sup>に定める払込時期内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
- ② 本条(2)により、保険契約者が保険料の払込方法(経路)を選択しない場合

#### 備考（第4条）

[1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

[2] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。

---

### 第5条（主約款等の適用）

---

この特則条項に別段の定めのない事項については、主約款等<sup>[1]</sup>に定めるところによります。

#### 備考（第5条）

[1] 「主約款等」とは、この特則条項に基づき集金払込みをする保険契約の普通保険約款および特約条項をいいます。